

## 規制の事前評価書（要旨）

|                |   |
|----------------|---|
| 法律又は政令の名称      | 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令   |
| 規制の名称          | 特定排出者が温室効果ガス排出量の算定において算定対象とする事業活動の拡大  |
| 規制の区分          | 新設、改正（ <u>拡充</u> ）、緩和）、廃止   |
| 担当部局           | 環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室  |
| 評価実施時期         | 令和5年2月  |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第1項に基づき、事業活動に伴い温室効果ガスを一定量以上排出する者として政令で定めるもの（特定排出者）は、温室効果ガス排出量を政令で定める方法により算定し、国に報告することが義務付けられている。</p> <p>特定排出者が温室効果ガス排出量の算定において算定対象とする事業活動（算定対象活動）は、施行令で具体的に規定（限定列举）されているが、現行施行令で規定している算定対象活動は、近年の事業者の排出実態に即したものになっておらず、温室効果ガスの排出を伴う事業活動であるにも関わらず、算定対象として規定されていないものがある。算定対象として規定されていない事業活動は、事業者において、それが排出源として認知されない又は排出量削減が求められる事業活動であると意識されず、そうした状況では、その排出源からの排出量を削減するための取組が事業者において行われる可能性は低く、このままでは年間527万トン（CO<sub>2</sub>換算値。以下同じ。）程度の排出量が今後も残り続けてしまうと考えられる（計算の根拠は、「直接的な効果（便益）の把握」欄及び本評価書の本文を参照）。これにより、我が国が目指す2050年までのカーボンニュートラルの実現が困難となるおそれがある。</p> <p>こうした課題を踏まえ、本規制は、温室効果ガスの排出を伴う事業活動を網羅的に事業者認知してもらおうとともに、それらに伴う排出量の削減が求められることを事業者意識してもらおうことを目的に、特定排出者が算定する温室効果ガス排出量における算定対象活動を、近年の事業者の排出実態に即したものになるよう拡大するものである。すなわち、温室効果ガスを排出するにも関わらず、現行施行令では算定対象活動として規定されていない事業活動40個を新たに算定対象活動に追加する。本規制の導入により、特定排出者は新たに追加された算定対象活動に伴う排出量についても算定の義務を負うこととなる。新たに追加される算定対象活動としては、例えば、水素の製造（水素を製造する過程で二酸化炭素が発生する）、潤滑油の使用（使用している潤滑油が酸化されて二酸化炭素が発生する）、森林における肥料の使用（森林において施肥された肥料から一酸化二窒素が発生する）である。</p> <p>課題の解決に当たっては、温室効果ガスの排出を伴う事業活動及びそれらに伴う排出量の削減の必要性を国が事業者周知することや、特定排出者から国への温室効果ガス排出量の報告において、算定対象活動でない事業活動に伴う排出量も任意で報告する（地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項に基づき、特定排出者は温室効果ガス算定排出量の報告に添えて、当該排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる）よう促すなどの政策手段が考えられるが、一般に、温室効果ガス排出量の算定及び削減は事業者にとって負担であるとともに、</p> |

|                  |   |               |
|------------------|---|---------------|
|                  | <p>温室効果ガス排出量そのものの公表は事業者にとってメリットがないことから、それらの手段では十分な効果が見込まれないため、規制手段が必要である。</p>   |               |
| <p>想定される代替案</p>  | <p>本規制の代替案としては、追加する算定対象活動を限定する（例えば、一定量以上の排出を伴う事業活動だけを算定対象活動に追加する）ことなどが考えられるが、下記のとおり、本規制による遵守費用及び行政費用は0円程度であることから、効果が最大となる本規制の代替案は検討していない。</p>   |               |
| <p>直接的な費用の把握</p> | <p>要素</p>   | <p>代替案の場合</p> |
| <p>遵守費用</p>      | <p>特定排出者（毎年1万3,000事業者程度）は、新たに算定対象活動に追加された活動に伴う排出量を算定するために必要なデータを収集する必要が生じるが、排出量の算定に必要なデータはいずれも、その事業者の事業活動に係るデータ（例：水素の製造量、潤滑油の使用量、肥料の使用量）であるところ、特定排出者の大半は大企業又は自治体であることも踏まえると、それらのデータは現在でも各特定排出者において当然に把握・管理されていることが予想される。</p> <p>また、事業活動データからの排出量の算定及び算定した排出量の国への報告についても、国が無償で提供している電子システムを使用することができる。算定対象活動の増加により同システムへの入力の手間が幾分増えることが予想されるが、現行の算定作業の延長として行われるものであり、コストとしてカウントされる程のものになるとは考えられない。</p> <p>これらを踏まえると、遵守費用は生じないと予想される。</p> | <p>代替案なし。</p> |
| <p>行政費用</p>      | <p>本規制を導入するに当たっては、行政側において、事業者向け周知資料の作成、説明会の開催、マニュアルの改訂等の作業が生じることが予想されるが、これらの作業は毎年行っている制度普及のための業務に包含されるものであるため、本規制の導入に向けて、例年にはない行政コストは予想されない。</p> <p>また、本規制が導入され、事業者が算定対象とする活動が増えることになっても、国に報告される排出量は温室効果ガスの種類ごとの排出量であることに変わりはないため（エネルギー起源二酸化炭素の排出量1万トン、メタンの排出量5,000トン、・・・のように報告されるのみで、各算定対象活動ごとの排出量までは報告さ</p>   | <p>代替案なし。</p> |

|                   |  |        |
|-------------------|--|--------|
|                   | <p>れない)、報告された排出量の行政側の確認・集計においても、行政コストが増えることは予想されない。</p> <p>これらを踏まえると、「行政費用」は生じないと予想される。</p>  |        |
| 直接的な効果（便益）の把握     | <p>今回新たに追加する各算定対象活動に伴う我が国全体の令和2年度排出量（＝特定排出者以外の事業者からの排出量も含む）を算出し、それらを合計すると約994万トンとなる。</p> <p>また、各特定排出者の令和元年度の温室効果ガス排出量（＝現在集計が済んでいる最新の排出量）を合計すると約6億4,000万トンであったのに対し、令和元年度の我が国全体の排出量（＝特定排出者以外の事業者からの排出量も含む）は12億1,000万トンであったことから、毎年の我が国全体の排出量に占める特定排出者から報告される温室効果ガス算定排出量の合計量は53%と仮定する。</p> <p>これを今回新たに追加する算定対象活動に伴う排出量に当てはめると、994万トンの53%である約527万トンについて、特定排出者が新たに算定することとなり、その削減が進められることが期待される。</p> <p>なお、削減された排出量（排出量が削減されること）を金銭価値化することは困難であるが、東京証券取引所のカーボン・クレジット市場の取引状況及びIEAの推計から、527万トンの排出削減により、102億円～1,713億円の効果が期待される（※計算の根拠は本評価書の本文を参照）。</p> | 代替案なし。 |
| 副次的な影響及び波及的な影響の把握 | <p>排出源を網羅的に捉えた算定対象活動一覧を国が公表することにより、どのような事業活動を行った場合に、どの温室効果ガスが排出されるかについて、特定排出者以外の事業者を含め国民的理解が進む。</p>  | 代替案なし。 |
| 費用と効果（便益）の関係      | <p>本規制の導入に係る費用については、遵守費用・行政費用ともに0円又は算定困難なほど軽微な額（すなわち「0円程度」）であると見込まれる。</p> <p>一方、本規制の導入による効果を金銭価値化（＝便益を推計・把握）することは困難であるが、527万トンの排出量について削減が進められることが期待される。なお、東京証券取引所のカーボン・クレジット市場の取引状況及びIEAの推計から、527万トンの排出削減により、102億円～1,713億円の効果が期待される。</p> <p>2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す我が国において、527万トンの排出量の削減が進められることは大きな意義を持つことから、本規制を導入することは妥当である。</p>  |        |
| その他の              | <p>環境省及び経済産業省が事務局を務める有識者会議「温室効果ガス排出量算定・</p>  |        |

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>関連事項</p>       | <p>報告・公表制度における算定方法検討会」の第3回（令和4年6月28日）において、算定対象に追加する事業活動を判断するに当たっては、事業者が排出量算定に必要なデータを収集するコストにも留意することについて、議論を行った。</p> <p>（参考）「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（第3回）」（令和4年6月28日）資料2 9頁</p> <p><a href="https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/study/2022/stdy_20220628_2.pdf">https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/study/2022/stdy_20220628_2.pdf</a></p> <p>また、追加する各算定対象活動に関係が深い業界団体に意見照会を行い、提出された意見を踏まえて本規制を作成した。なお、提出された意見とそれに対する回答については、整理して後日公表する予定。</p> |
| <p>事後評価の実施時期等</p> | <p>本規制については、施行から5年後（令和10年）に事後評価を実施する。</p>  |
| <p>備考</p>         |  |